

平成28年度

校外活動補助金

評価表 NO.

67

所管部課名	教育部 学校教育課	担当者	福元 健一郎					
事務事業名	学校保健体育運営管理費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱 校外活動補助金交付要領							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成28年度 予算額	1,200 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,200 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	県中学校総合大会への参加者数		600人	平成33年度				
成果指標②	中学校における部活動への所属割合		65%	平成33年度				
補助対象者	各出場中学校の保護者代表							
補助対象経費	県中学校総合体育大会への参加に要する経費及び校外活動の充実に図るための経費							
補助対象事業・活動の内容	県中学校総合体育大会への参加							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	県中学校総合体育大会に参加する生徒1人当たり2,000円							
上記項目の積算方法	定額							
補助を受ける事業（団体）等の 経過3年の決算状況等	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,174,000	100.0%	1,096,000	100.0%	1,280,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,174,000	100.0%	1,096,000	100.0%	1,280,000	100.0%
	支出	事業費	1,174,000	100.0%	1,096,000	100.0%	1,280,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,174,000	100.0%	1,096,000	100.0%	1,280,000	100.0%
	支出計/前年度支出計				93.4%		116.8%	
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		15		14		14		
成果指標の推移①		581		548		644		
成果指標の推移②		67.7%		66.5%		64.8%		
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」・補助金の交付先が一部の中学校に集中している。他中学校における指導者の更なる頑張りを期待する。 【今年度の改善点】 【前回評価への回答】県大会出場を交付要件としているため、生徒数の多い中学校が多くなる。甕島の中学校については、島外活動補助金で対応している。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市中学生の体力・競技力の向上をねらいとしているものであり、市民の利益の増進に寄与しているものと考ええる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	ほとんどの県大会が市外で開催されることから、保護者の個人負担の軽減等、本市中学生の県大会出場に大きく役立っていると考ええる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	本市中学生の県大会での活躍を通して、市全体の中学生の体力・競技力の向上が図られる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	県大会出場が、学校単位であり、出場種目も学校ごとに異なるため、各学校にある団体に補助をした方が妥当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	県大会はそのほとんどが鹿児島市で開催されることが多い。JRにおいては往復1880円、バス賃等を考慮すると2000円を超える。このことから一人当たり2000円の補助金額は適当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	当該団体が自己資金で補助をすることは、資金面から困難である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該団体が自己資金で補助をすることは、資金面から困難である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該団体は、各学校に設置されており、あらゆる面で学校を支援していることから公益性が認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	本市中学生を対象とした補助金であり、それを通して市全体の体力・競技力の向上を期待できるので、公費を充てることは妥当性がある。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 本補助金により、保護者の経済的負担を軽減し、部活動を活性化することができ、生徒の体力及び競技力の向上に繋がっていることから、今後も必要であると判断する。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》

校外活動補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる校外活動補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 校外活動補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 校外活動補助金の交付を申請した中学校が計画する校外活動の一層の充実と健全な運営を図るものであること。
- (2) 前号の校外活動計画の達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 校外活動補助金の額は、県中学校総合体育大会に参加するため、大会実施事務局に登録した、生徒1人当たり2,000円とする。ただし、同一競技において、団体戦と個人戦に重複して出場する場合には、団体戦のみの交付とする。

(補助対象経費)

第4条 校外活動補助金は、県中学校総合体育大会への参加に要する経費及び校外活動の充実を図るための経費の一部について交付する。

(交付の申請)

第5条 校外活動補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年11月30日とする。

(交付の基準)

第6条 校外活動補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に校外活動補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 校外活動補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 校外活動補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 県中学校総合大会への参加者数
- (2) 中学校における部活動への所属者数

(補助事業者等の責務)

第9条 校外活動補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。